

農地利用最適化推進委員の募集について

《募集要項》

下郷町では、農業委員会等に関する法律に基づき、農地利用最適化推進委員1名の退任に伴う補充のため、下記要領により農地利用最適化推進委員の候補者となる推薦及び募集の手続きを実施いたします。

記

- 1 推薦又は応募を受ける委員数 **農地利用最適化推進委員 1名**
- 2 委員任期 就任の日から令和7年3月31日まで
- 3 報 酬 下郷町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例に基づく額
■基本額 119,700円/年（ただし令和5年度は月割分）
■能率額 活動実績（日数）に基づき算定し国庫補助を配分
- 4 農地利用最適化推進委員の役割
担い手農家への農地の集積、耕作放棄地の発生防止・解消等に向けた活動を行い、担当区域における農地の有効利用を図ります。具体的な業務は次のとおりです。
 - ① 担当する区域内において農地の所有権移転や農地転用など、農地法等にかかる手続き希望者がいる場合、その申請に対する支援を行うとともに、農地の状況把握を行います。
 - ② 担当する区域内における農地の利用状況の調査を行い（毎年）、農地利用集積・集約化の促進、遊休農地の解消等有効利用、違反転用防止・是正、新規参入の促進等の活動を行います。
 - ③ 農地利用集積・集約化の促進のため、担当区域内における農地所有者に対する利用権設定手続きの支援を行います。
 - ④ その他、担当区域内における農地所有者や耕作者支援のため、町や農業委員会との仲介役となります。
- 5 推薦又は応募の要件
担当区域において農地利用の最適化の推進業務に識見を有し、積極的に取り組める方。
※担当区域は、倉村地区、檜原地区、刈林地区

※農業委員・農地利用最適化推進委員になれない方

- ① 破産手続開始の決定を受けて復権を有しない方
- ② 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方。
- ③ 町が設置する他の附属機関等の委員である場合、制限される（委員になれない）場合がありますので、応募・推薦前に必ずご相談ください。
- ④ 町議会議員または町の職員（会計年度任用職員含む）である方。

6 推薦又は応募の期間 令和5年9月1日(金)～令和5年10月2日(月)

午前8時30分から午後5時00分までに必着
(郵送の場合は、当日消印有効)

7 応募書類

団体等・農業者による推薦	団体等の代表者・農業者等3名以上が連名による推薦 ※様式 農地利用最適化推進委員推薦書
本人による応募	様式 農地利用最適化推進委員応募書(応募)

※推薦又は応募される方は、農業委員会事務局にて用紙を受け取ってください。

8 募集内容の公表について

募集期間の中間(9月下旬)及び期間終了後(10月上旬)に、推薦者(推薦する者)、候補者(推薦を受ける者)、応募者それぞれの書類の記載事項について、住所等を除いた情報を、町ホームページにより公表します。

9 選考方法 選考は、「農業委員会運営委員会」により書類を審査し、「農業委員会の総会」による承認同意を得て会長が委嘱する。

10 お問い合わせ 下郷町農業委員会事務局
〒969-5345 下郷町大字塩生字大石1000番地
電話69-1188 内線268